

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
(財務一)

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同三〇八)

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
(同九〇一一)

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同一一〇)

○弁理士法施行規則第六条第三号及び第七号の経済産業大臣が認める者を定めた件(経済産業三)

○建築士法の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定める件(国土交通一五)

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人理化学研究所平成十九事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、中日本高速道路株式会社工事区間変更、弁理士登録関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

告示

○財務省告示第二号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年十二月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号
割引短期国庫債券(第四百四十二回)

二 発行の根拠
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という)による発行(以下「価格競争入札発行」という)及び価格競争入札と同時にされる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。)

五 募入決定の方法
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六 発行額
額面金額で一兆三千九百六十四億八千万円

口 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 額面金額で千三十五億円

七 払込金額
イ 価格競争入札発行 一兆三千九百三億二千二百三十八万四千六百円
ロ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 千三十億四千三百五十六万五千円

八 最低額面金額
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
平成二十年十二月二十二日

九 振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
平成二十年十二月二十二日

十 発行日
イ 価格競争入札発行 額面金額百円につき九十九円五十五銭二厘以上のそれぞれの応募価格
ロ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 額面金額百円につき九十九円五十五銭九厘

十一 募入平均価格
額面金額百円につき九十九円五十五銭九厘
平成二十一年十二月三十一日

十二 償還期限
額面金額百円につき九十九円五十五銭九厘
平成二十一年十二月三十一日

十三 償還金支払
額面金額百円につき九十九円五十五銭九厘
日本銀行

十四 償還金支払
額面金額百円につき九十九円五十五銭九厘
日本銀行

十五 償還金支払
額面金額百円につき九十九円五十五銭九厘
日本銀行

十六 償還金支払
額面金額百円につき九十九円五十五銭九厘
日本銀行

十七 償還金支払
額面金額百円につき九十九円五十五銭九厘
日本銀行

○財務省告示第三号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年十二月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一